

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 東広島市の自然条件

(地勢)

本市は、その多くが賀茂台地と呼ばれる平均標高200mの台地上にあり、標高400～700mの山系や山岳から構成されている。これらは急峻なものではなく、比較的傾斜の緩やかな連山である。市の北部は標高約922mの鷹ノ巣山、約757mの天神嶺などにより、広大な林野を形成している。一方、市内には多くのため池が点在している。ため池は、農業用水（全体の約3割）の確保という役割を担うとともに、洪水調節、地下水涵養、親水空間の提供といった多面的な機能を有するなど、重要な地域資源にもなっています。

一方で、これらのため池の中には、江戸時代以前に築造されたものが多く、老朽化が進んでいる状況であり、さらに近年の局地的な豪雨の頻発や大規模地震の発生が懸念される中、ため池の安全性の確保が課題となっています。また、黒瀬町は平坦地が多く形成される市街地と、その後背地に広がる農業集落や山岳地とで構成されている。

(地質)

地質は、大半が中世層からなり、花崗岩類が広く分布している。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化、浸食されやすいため、砂質土壌の分布が多い。このため、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際して洪水になりやすく、短期間の干天にも被害を招くおそれがある。

(河川)

市域には、関川、瀬野川、造賀川、入野川、黒瀬川が流れているが、大半は呉市に流下する黒瀬川水系黒瀬川が主流である。黒瀬地域では、この黒瀬川にイラスケ川、笹野川、光路川、神洗川、猿田川、竹保川などの支流が合流している。

福富地域には沼田川が流れおり、豊栄地域では沼田川に合流する椋梨川や、三篠川、敷地川、吉原川が流れている。

河内地域は、この沼田川に椋梨川、入野川の各支流が注ぎ、合流点において市街地を形成している。

また、これらの河川は勾配が比較的緩やかであるが、それぞれ支流を分かれ相当の水量がある。一方、安芸津地域には、木谷郷川、三畝川、三津大川、高野川、蛇道川の二級河川が三津湾に注いでいる。

(気候)

気候は、瀬戸内海気候型に属し、温暖であり年間平均気温は14.6℃前後、年間平均降水量は約98.4mmである。しかし、北部地域は、概して低温多雨で積雪寒冷な山間部特有の気候であり、初雪は12月上旬頃、終雪は3月下旬頃、初霜は10月中旬頃、終霜は5月上旬頃である。

(2) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び東広島市のハザードマップによると、黒瀬町を通る黒瀬川流域において、広い範囲で浸水が予想されており、2m以上5m未満の浸水が想定される区域も存在する。当会の立地する場所も黒瀬川流域に近い位置にあり、注意が必要である。

(土砂災害：ハザードマップ)

当会のある黒瀬町は、周りを山々に囲まれています。広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及

び東広島市のハザードマップによると、土石流被害想定個所も点在するエリアとなっている。

(地 震)

国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっています。今後30年以内にM8～M9クラスの地震が70%程度の確率で発生すると予想されています。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、M6.7～M7.4クラスの地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予測されており注意が必要である。

(ため池)

当商工会地域には、豪雨による決壊や地震による決壊の恐れのあるため池が多数存在しており、住宅への浸水等の被害の発生が想定されています。注意が必要である。

(その他)

平成30年7月の西日本豪雨災害において、当商工会地域一帯においても、広い範囲で浸水や多数の土石流が発生し、多大な被害が発生した。

【防災関連サイト（参考資料）】

◆東広島市ハザードマップ・地震防災マップ

https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/material/files/group/5/hmap_mihiraki.pdf

◆洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

◆土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

◆広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

◆広島県 ため池情報

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/90/tameikeseibi.html>

(3) 商工業者の状況

・商工業者数	830人	
・小規模事業者数	662人	(H26 経済センサスより算出)
・商工業者の会員数	504人	(R02.04.01現在)

【内訳】

業種	商工業者の会員数	小規模事業者数
商工業者	建設業	117
	製造業	111
	卸売業	4
	小売業	64
	飲食業	33

	サービス業	127	108
	その他	48	46
	合 計	504	443

(4) これまでの取組

1) 当市の取組状況

- ・地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、地域防災計画（基本編・震災対策編）を策定している。計画は随時修正しており最近では、平成 31 年 4 月 26 日に修正を実施している。

- ・防災訓練等の実施

全国一斉 J アラート情報伝達訓練・緊急速報訓練の実施。

- ・ハザードマップ等の作成、配布

東広島市ハザードマップ・地震防災マップ他（広域避難場所・避難場所一覧等）を平成 29 年 3 月に作成。市役所危機管理課もしくは各支所・出張所で配布。また、東広島市のホームページよりダウンロードができる。

- ・災害協定の締結

県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することとしている。

また、専門的知識、施設を有する民間事業者との協定締結により官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

- ・地域防災リーダーの育成

地域防災リーダー養成講座を開講し、地域防災リーダーの育成を行っている。

- ・防災備品の備蓄

食料、毛布、ストーマ寝具などの物資を、市内各地域の指定避難場所等に分散備蓄を行っている。

2) 当会の取組状況

- ・広島県や各種団体が開催する B C P セミナー等への参加協力

- ・広島県中小企業共済と連携した損害保険への加入促進

- ・平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧のための補助事業取り組み

項目	内 容	必要経費等
小規模事業者被災地型持続化補助金	平成 30 年度 29 事業所 平成 31 年度 6 事業所	上限 2,000 千円（国） 上限 250 千円（県） (補助率 3/4)
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画	中小企業等グループの参加企業数 企業・団体数 16 社 (中小企業者) 13 社 (中小企業者以外) 3 社	事業に要する経費 89,400 千円 補助金申請額 65,760 千円 (補助率 3/4)

II 課 題

現状では、商工会 B C P マニュアルはできているものの、緊急時の取組みについて摸倣的な記載にとどまり、災害時の具体的な体制や運用（訓練）ができていない。また、平時・緊急時のいずれかの場合においても事業継続力強化支援に関する対応を推進するノウハウをもった人員が十分におらず、また、役職員への周知徹底・運用が不十分である。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった、複数の問題が浮き彫りになっている。

III 目 標

- ・地区内事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会・当市の間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCPの作成支援を行う。
小規模事業者を中心とした作成支援を行う。
1年間で概ね7件、5年間で36件（小規模事業者数合計の約8%）を成果目標とする。

【成果目標】

業 種	商工業者の会員数	小規模事業者数	BCP 作成目標
商工業者	建設業	117	117
	製造業	111	78
	卸売業	4	4
	小売業	64	57
	飲食業	33	33
	サービス業	127	108
	その他	48	46
	合 計	504	443
			36

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年11月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と東広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会では、平成30年7月豪雨災害で被災し、売上の減少等を経験された小規模事業者が多数あったことから、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・令和2年に策定した「黒瀬商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、各事業所の立地状況を踏まえた自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会の会報や、東広島市の広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 黒瀬商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、商工会自身が被災した際もただちに地域小規模事業者の支援が行えるよう、自身の事業継続計画を作成する。
- ・内容は、別添「黒瀬商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」のとおり。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認と継続支援を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、東広島市との連絡ルートの確認を行う。（訓練は「黒瀬商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」に沿って実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアルをもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

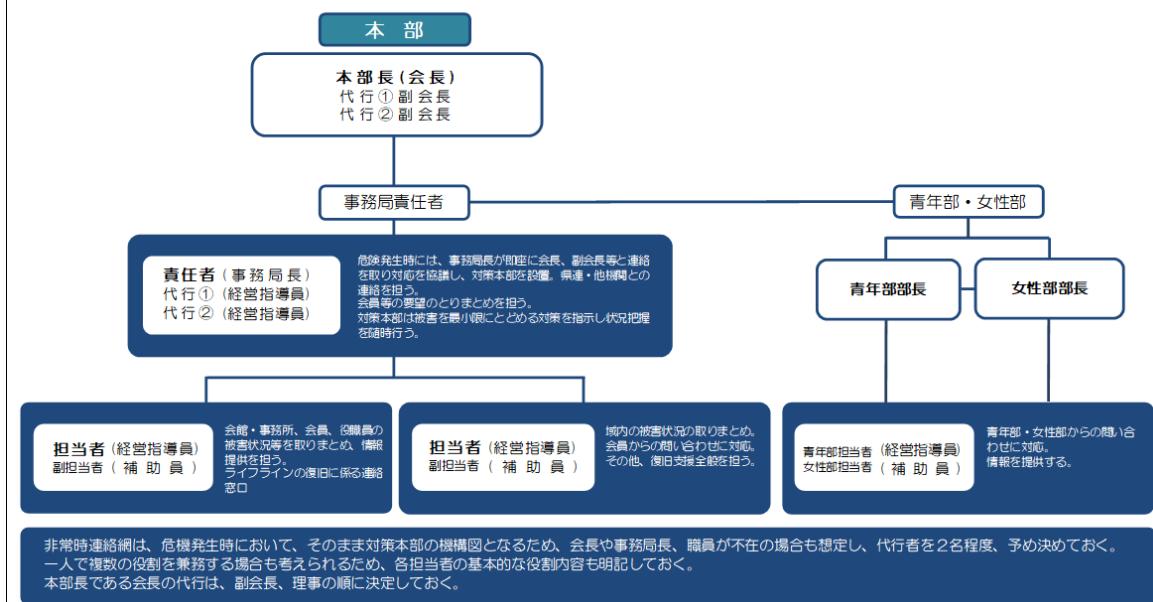
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・「商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）」に記載のとおり、LINEWORKS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と東広島市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と東広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
なお、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10 日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、非常時連絡網で、LINEWORKS、電話、メール等で情報伝達を行う。

■非常時連絡網（=対策本部機構図）



(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

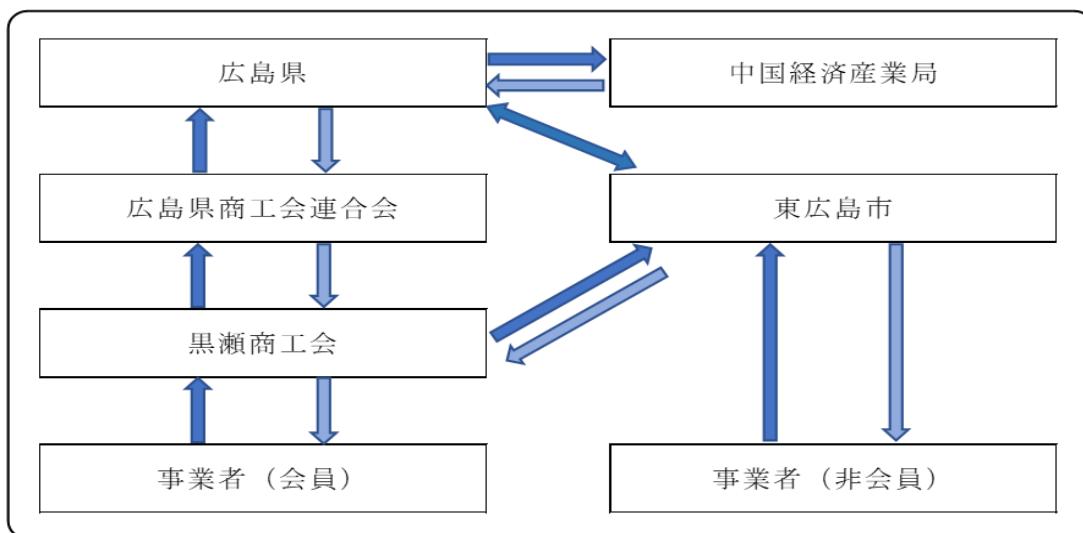
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と東広島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
 - ・当会と東広島市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - ・当会と東広島市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する（メールまたはFAX）。
 - ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、東広島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
 - ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、東広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
 - ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
 - ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 - ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、東広島市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・東広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

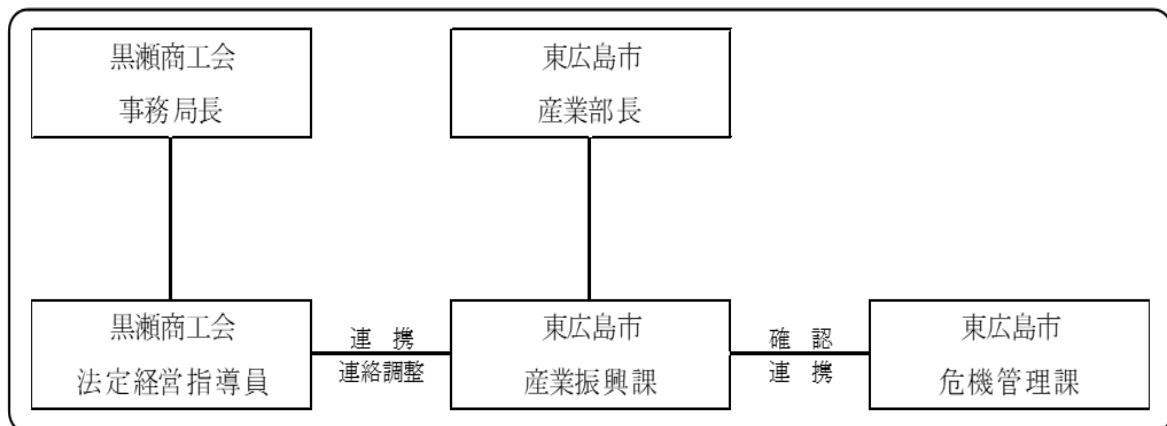
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

(1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 宇根川 剛 （黒瀬商工会：TEL 0823-82-3075）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

黒瀬商工会

〒739-2613 広島県東広島市黒瀬町檜原 244-1

TEL : 0823-82-3075 / FAX : 0823-82-8128

E-mail : kurose@hint.or.jp

②関係市町

東広島市役所 産業部 産業振興課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL : 082-420-0921 / FAX : 082-422-5805

E-mail : hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額		900	900	900	900
・専門家派遣費		200	200	200	200
・委員会運営費		100	100	100	100
・セミナー開催費		340	340	340	340
・パンフ、チラシ作製費		90	90	90	90
・チラシ配布郵送費		100	100	100	100
・備蓄等消耗品費		70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
① 広島県「小規模事業指導費補助金」 ② 東広島市「商工会運営補助金」 ③ 会費収入 ④ 特別賦課金、受託料 ⑤ 国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(該当なし)	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	